

令和3年度第4四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
泊発電所 代替緊急時対策所 非常用循環フィルタユニットの 点検不備	原子力検査官が、泊発電所管理事務所内に設けられた緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検状況について確認したところ、事業者はよう素フィルタの点検計画を定めておらず、令和4年2月によるよう素フィルタを交換するまでの15年9か月間、よう素フィルタの除去効率を確認する検査を実施していないことが判明した。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000390375.pdf
柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における 低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備	事業者がモニタリングポスト(以下「MP」という。)測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のまま推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数を変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000390379.pdf https://www.nra.go.jp/data/000371491.pdf
柏崎刈羽原子力発電所5号機 非常用ガス処理系が動作可能 であることの確認不備	事業者が中央制御室の操作器によって非常用ガス処理設備(A)入口隔離弁を開操作したところ、開動作しないことが確認された。事業者による調査の結果、入口隔離弁(A)操作回路の継電器が動作不良であることが判明した。当該継電器の動作試験が平成24年4月に行われた後、令和4年2月まで行われていなかったことから、その期間に実施した使用済燃料に係る作業の際に、2系統ある非常用ガス処理設備の1系統(A系統)が自動起動しない可能性があった。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000390379.pdf
敦賀発電所2号機 Aディーゼル 発電機の不適切な保安による 待機除外	事業者はAディーゼル発電機負荷試験中に、Aシリンダ冷却水ポンプ出口配管フランジ部(以下「配管フランジ部」という。)から水の滴下を確認した。事業者は、配管フランジ部の増し締めを行ったが漏えいの状況に改善は見られず、また漏えいが進展した場合における安全上のリスクを考慮し、当該Aディーゼル発電機を待機除外とし、運転上の制限を満足していないと判断した。事業者が調査した結果、漏えいした配管フランジ部に誤った仕様のガスケットを令和3年2月に取り付けていたことが原因と判明した。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000390384.pdf https://www.nra.go.jp/data/000378707.pdf

<p>美浜発電所3号機 不十分な調達管理によるA-非常用ディーゼル発電機定期試験中における自動停止</p>	<p>定期試験のために2台ある非常用ディーゼル発電機(以下「D/G」という。)のうちA-D/Gを起動した際、中央制御室に「Aディーゼル発電機トリップ」警報が発信し、自動停止したため、事業者は運転上の制限を満足していないと判断した。事業者が調査した結果、安全系電源母線切替えに伴う変圧器系統の同期検定「入」により、D/Gが停止中にもかかわらず自動同期併入装置が作動し、调速装置の速度設定値が増加することが確認された。この状態でA-D/Gを起動したため、D/Gの回転数がトリップ設定値を超えたことが判明した。この速度設定値増加の原因は、自動同期併入装置の作動ロジックに係る上流側の設計要求が、シーケンス図に反映されなかったことによるものであった。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www2.nsr.go.jp/data/000390388.pdf</p> <p>https://www.nra.go.jp/data/000367517.pdf</p>
---	---	----------	--------------	---

令和3年度第4四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
<p>関西電力株式会社大飯発電所における核物質防護事案(物理的防護)</p>	<p>核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www.nra.go.jp/data/000390578.pdf</p>
<p>東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案(出入管理)</p>	<p>車両の入域許可証が、見張人が誤認しやすい様式となっていたこと。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www.nra.go.jp/data/000390578.pdf</p>

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。
 深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。

令和3年度第4四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

令和3年度第4四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。
 深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。